

「県南圏域観光コンテンツ造成支援業務」

業務仕様書

令和4年5月
県南広域振興局

県南圏域観光コンテンツ造成支援業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県南圏域観光コンテンツ造成支援業務（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

ウィズコロナからアフターコロナにおける観光需要の回復に向けて、地域主体による県南圏域の魅力を感じることができる観光コンテンツの磨き上げや新たな造成、及び持続可能な受入態勢の構築等に向けた支援を行い、コロナ禍により打撃を受けている地域の観光関連産業をはじめ、地域経済の活性化の加速を図るもの。

※ 県南圏域：花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町

(2) 業務名及び数量

県南圏域観光コンテンツ造成支援業務 一式

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

(4) 委託料の上限額

3,000千円（税込）

2 業務の仕様に関する事項

県南圏域を主な対象エリアとし、地域が抱える課題を整理し、観光コンテンツの磨き上げや新たな造成、並びに持続可能な受入態勢の構築等に向けた支援を行う。

(1) 岩手県南地域の観光素材の調査・分析及び研修会等の実施

候補素材（別紙参照）等、岩手県南地域の観光素材について、地域の特色や強みの活かし方・ターゲット等に係る調査・分析を行い、地域の観光関係者のコンテンツ造成に係る知識や意欲の向上につながる研修会等を実施する。（対象エリア：8市町を想定）

（実施主体への聴き取り・サービス利用者アンケート等による課題整理
⇒現状分析のとりまとめ・支援策等の検討・提案）

(2) 既存観光コンテンツの磨き上げ及び有力観光コンテンツの造成等に係る支援

① 上記(1)で現状分析等を行った既存観光コンテンツの磨き上げや、新たなコンテンツの造成・販売促進に向けた支援を行う。（支援件数：6件〔6地域〕以上）

② 令和3年度に実施した「県南圏域観光コンテンツ造成支援業務」において造成した観光コンテンツ（下記2件）の販売促進に向けた支援を行う。

ア 遠野伝承園「夜の遠野物語」

イ ひつじ農園はなまき「羊毛フェルト体験」

(3) 事業の検証・成果報告会等の実施

上記(1)から(2)に係る業務の成果及びウィズコロナ時代における旅のトレンド等を踏まえ、地域が抱える課題の更なる分析や支援結果の検証を行うとともに、新たな素材の可能性を含め、地域の観光関係者による今後の取組に向けて成果報告会・アドバイス等を行う。

(4) 委託業務完了報告書の提出

事業が完了した時は、速やかに委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

※ 当該報告書には、上記(1)～(3)の各工程における実施結果(検証を含む)について記載すること。

(5) 実施にあたっての留意事項

ア 地域が主体となって観光コンテンツを造成するため、観光地域づくりに関する地域の関係者(飲食、宿泊、交通、文化財、農泊、アクティビティ、農林水産業、商工業、観光地域づくり法人、観光協会等の関係者)間の連携を支援し、地元事業者を巻き込み、地域の特性を生かした持続可能な企画とすること。

イ 観光コンテンツ造成の支援にあたり、ターゲットとなる属性、旅行形態等に係る明確な設定とすること。(個人を対象としたコンテンツを基本とするが、団体や教育旅行等を対象としたコンテンツも対象とする。)

ウ 現地調査、観光コンテンツの造成支援、事業の検証等、報告会・研修会等の実施等を行う際、地域や内容、手法等の詳細について、県と協議の上、企画の方向性を決定すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面により報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、3(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、3(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、3(3)ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により報告しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 30 年岩手県条例第 10 条）を遵守しなければならない。

(7) 委託金額の精算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該額をもって委託金額とする。

(8) その他

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めることとする。